

栃木市の 下水道

快適な生活環境をめざして



目 次

1	下水道の目的	1
2	下水道が完成すると	
3	排水設備	2
4	排水設備の工事	3
5	排水設備工事の手続き	
6	水洗便所改造資金融資あっせん制度について	4
7	私道における下水道工事	5
8	下水道を正しく使うために	6
9	下水道使用料について	7~8
10	受益者負担金制度について	9~10
11	栃木市公共下水道（巴波川処理区）	11
12	栃木市公共下水道（大岩藤処理区）	12

◎下水道は、快適な都市生活に欠かせない最も基本的な施設です。

1 下水道の目的

- (1) 公共用水域の水質保全
…汚水がきれいな水に処理されることで、川など公共用水域の水質を保全します。
- (2) 生活環境の改善
…汚水が下水道に排除されるため、害虫や悪臭の発生がなくなり、快適で衛生的な生活ができるようになります。

2 下水道が完成すると

- 下水道の工事が終わると、下水道を使用することができる日（供用開始日）が公示され、汚水を下水道に流すことができます。
- 汚水を下水道に流すためには、排水設備が必要です。
- 下水道を使用することができる日から、

くみ取り便所を3年以内に水洗便所に改造し、下水道へ接続すること。

浄化槽についてはすみやかに廃止し、下水道へ切り替えること。

が下水道法で義務づけられていますので、ご協力ください。

- 下水道が整備された区域においては、下水道に接続された水洗便所にしないと家屋の新築、改築できません（建築基準法第31条）

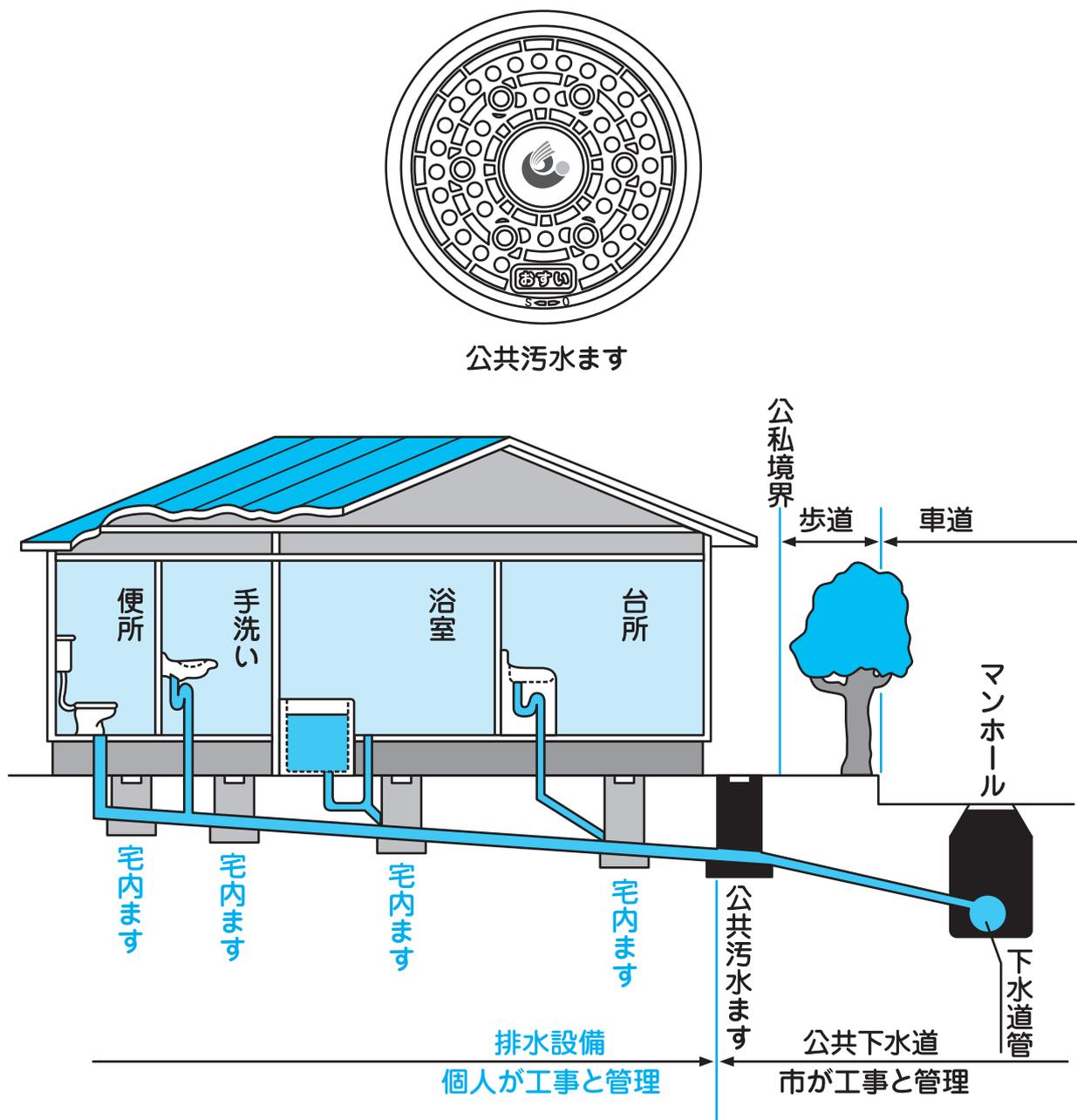


下水道 人と自然が 手をつなぐ

3 排水設備

道路に下水道管が埋設されると、敷地内に丸い公共汚水ますが設置されます。公共汚水ますのある家庭では、管理設工事の検査が終わると下水道への接続が可能となります。

下水道には雨水を除いた生活排水を流すことができます。家庭内から出る生活排水を公共汚水ますに接続するまでの施設を排水設備といいます。公共汚水ますの設置までは市で工事を行います。排水設備工事は個人が指定工事店に依頼し、費用は個人負担となります。

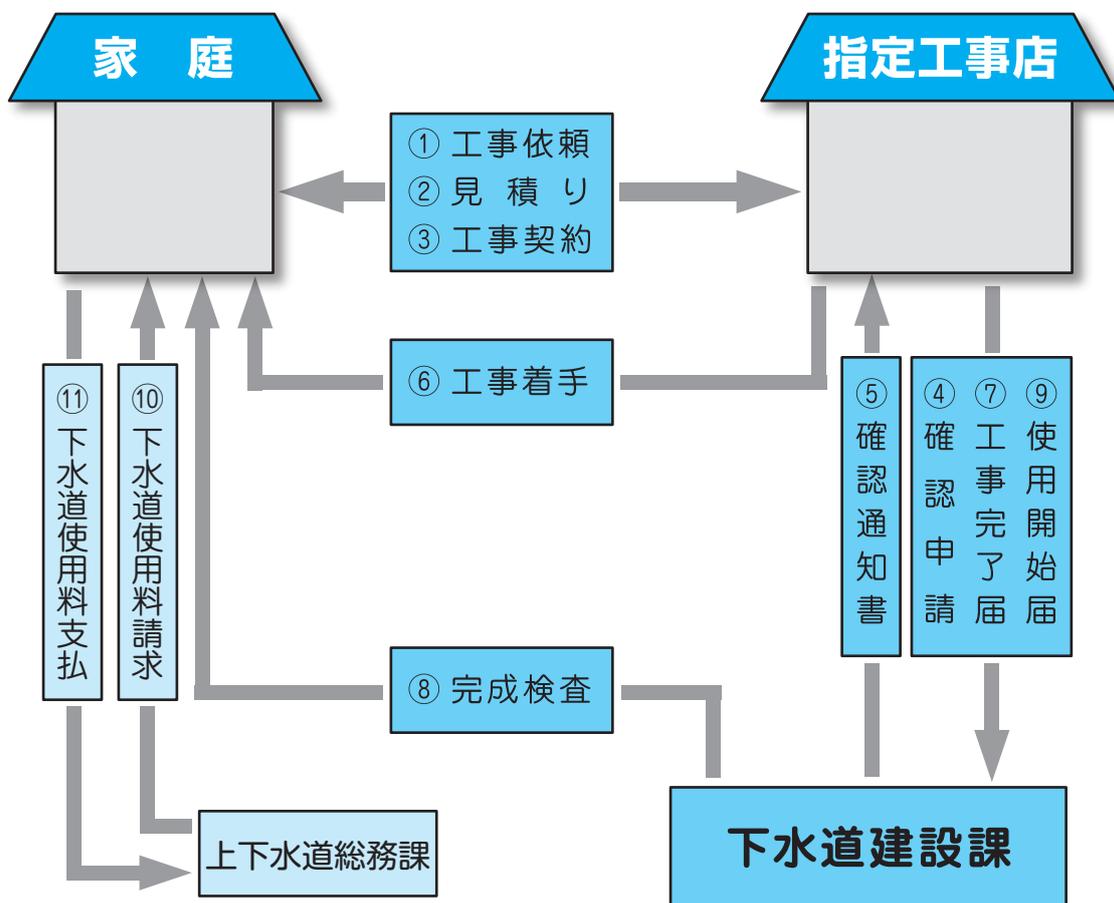


4 排水設備の工事

- 工事ができるのは、市が指定した指定工事店だけです。
- 工事費については、指定工事店にご相談ください。
- 工事の日程は、指定工事店とよく打合わせをしてください。
- 工事中、トイレを使用できないのは標準的な施工で1～2日程度です。
- 排水設備は個人の管理になります。
- 指定工事店については市のホームページをご覧になるか、
こちらのQRコードよりご確認ください。
- 詳しくは下水道建設課までお問合せください。



5 排水設備工事の手続き



6 水洗便所改造資金融資あっせん制度について

(融資を受けた資金の利子を市が負担するもの)

排水設備工事を行う皆さんの負担を少なくするために、市では工事費について融資のあっせんをいたします。

(実際に融資をするのは、金融機関です)

○融資あっせんの対象工事

- ① くみ取り便所を水洗便所に改造して下水道に接続する工事
- ② 浄化槽を廃止して下水道に接続する工事

○融資あっせんを受けることができる要件

- ① 排水設備の設置者であること。
- ② 下水道受益者負担金、農業集落排水受益者分担金及び水道料金並びに市税を滞納していないこと。
※新築建造物の場合は、この制度の対象になりません。

○融資の概要

融 資 額	返 還 期 間	返 還 方 法	取扱金融機関
100万円以内	50か月以内	毎月元利均等償還	②に記載されている金融機関

- ① 利子については、市が負担しますが、融資を利用する方に一時立て替えていただきます。
立て替えていただいた利子は、年2回に分けて、市から利用者本人の指定口座に振り込まれます。
- ② 融資の取り扱い機関は、ゆうちょ銀行を除く栃木市内に店舗の有る金融機関となります。
足利銀行、群馬銀行、JAしもつけ、栃木銀行、栃木信用金庫、足利小山信用金庫栃木卸センター支店、JAかみつが西方支店、鹿沼相互信用金庫金崎支店、佐野信用金庫岩舟支店、常陽銀行栃木支店
- ③ 融資金は、工事を行った指定工事店の口座に振り込まれます。

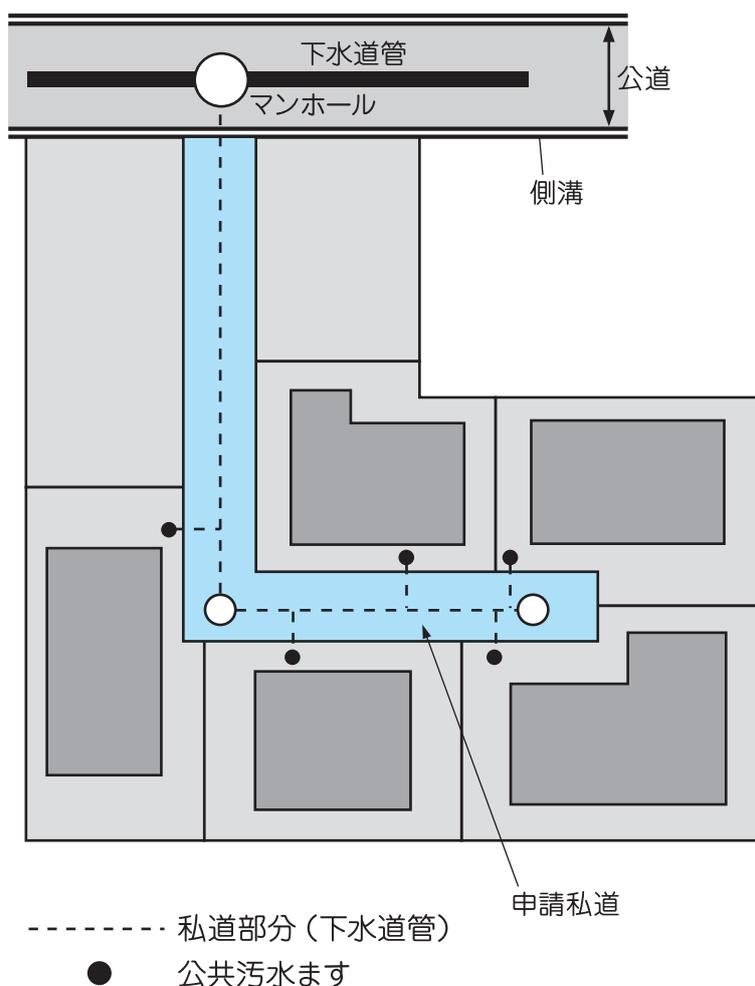
7 私道における下水道工事

市では、公道以外の私道についても、次の要件を満たすものについては、関係者の申請により下水道工事を行います。

- (1) 申請私道の下水道工事が可能なこと。
- (2) 申請私道の所有者全員の承諾があること。
- (3) 申請私道の下水道を使用すべき戸数が2戸以上で、その3分の2以上が工事完了後3か月以内に下水道に接続することが明らかであること。

※私道における公共下水道敷設申請関係書類は市のホームページからダウンロードできます。

(例)



8 下水道を正しく使うために

台所では

野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油などを流さない。



水洗便所では

トイレットペーパー以外の紙、異物は流さない。
一度に大量のトイレットペーパーを流すのもやめましょう。



マンホールには

土砂や廃油、木片などの廃棄物は捨てない。



下水道には

ガソリン、シンナー、石油、アルコール類など危険物は、流さない。
揮発性の高い危険物は、爆発を起こす原因になります。



お願い

- 排水管が詰まったら指定工事店に依頼してください。
- 宅内ますは定期的に点検してください。
宅内ますはマイナスドライバーで簡単に開けられます。汚れがひどい時などは一番奥（上流）のますからバケツやホースで水を流し、清掃してください。

★「グリーストラップ」の設置

飲食店等は、油脂分を含んだ排水が多量に流れ、排水管内で冷却凝固し排水管をつまらせる原因となります。グリーストラップ（油脂分を排水と分離するための設備）の設置をお願いします。

9 下水道使用料について

処理場、下水道管などの下水道の施設は、家庭や事業所などから排出される汚水をきれいにするため1年中休むことなく運転を続けますが、処理場の運転や下水道管の清掃等の維持管理には多額の経費が必要です。

この維持管理にかかる経費の一部を下水道を使用する皆さんに、流した汚水の量に応じて負担していただきます。

(1) 汚水量の計算方法

使用している水の種類によって、次の3つの方法に分かれます。

①市の水道水を使用した場合

市の水道水の使用水量が汚水量となります。

②井戸水(地下水)を使用した場合

家族の人数により、使用水量(認定水量)が決まっています。

(1か月あたり 消費税別途)

人 数 (人)	1	2	3	4	5	6
認定使用水量 (m ³)	9	18	27	36	45	54
使 用 料 (円)	1,380	2,520	3,780	5,040	6,300	7,560

※1人につき9m³ずつ加算になります。

③市の水道水と井戸水の両方を使用した場合

市の水道水の使用水量と井戸水の認定水量を比べて、多い方の水量が汚水量となります。

《3人家族の場合の例》

3人家族の
認定水量
27m³

— 市の水道水の使用水量が27m³以下のとき
認定水量27m³が汚水量となります。

— 市の水道水の使用水量が27m³を超えたとき
市の水道水の使用水量が汚水量となります。

(例)

市の水道水の使用水量が18m³ (認定水量 ≥ 市の水道水の使用量) … 27m³
市の水道水の使用水量が28m³ (認定水量 < 市の水道水の使用量) … 28m³

(2) 下水道使用料料金表

(1か月分 消費税別途)

項目区分	汚水量	金額
一般 (基本料金)	(汚水量にかかわらず)	1,200円
一般 (従量料金)	1 m ³ ~10 m ³	1 m ³ につき 20円
	11 m ³ ~100 m ³	1 m ³ につき 140円
	101 m ³ 以上	1 m ³ につき 190円
公衆浴場	~200 m ³	11,000円
	201 m ³ 以上	1 m ³ につき 55円

※この表により算出した金額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てます。

(3) 下水道使用料計算例

33m ³ ご使用	基本料金	1,200円
の場合	1 m ³ ~10 m ³ までの料金	200円 (20円×10 m ³)
	11 m ³ ~33 m ³ までの料金	3,220円 (140円×23 m ³)
	合計	4,620円
	消費税	462円
	請求金額	5,082円 ※1円未満切捨て

- 検針及び支払いは、**2か月に一度となります。**
- 下水道使用料の支払いについては、口座振替または納入通知書（市役所本庁及び各総合支所、取扱金融機関の本店及び各支店またはコンビニエンスストア）による支払いのほか、スマートフォン決済による支払いもできます。
- 市の水道水**をお使いの方は、水道料金と一緒に請求となります。（すでに水道料金の支払いで口座振替をご利用の方は、改めての手続きは不要です。）

10 受益者負担金制度について

下水道が整備された地域は生活環境が改善され、整備されていない地域に比べ、利便性、快適性が向上します。

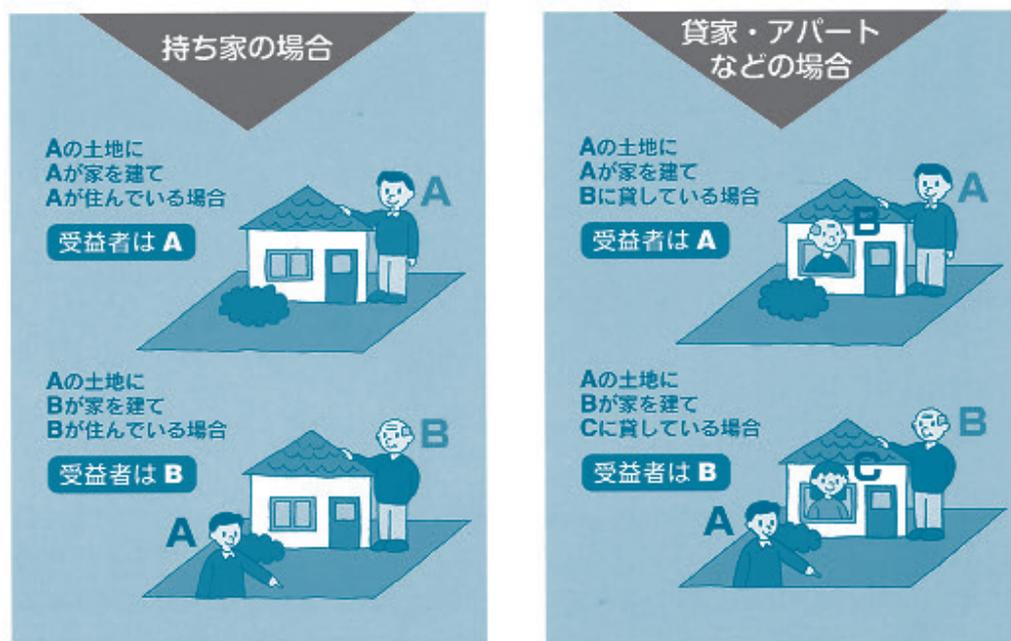
下水道を整備するための建設費は主に税金等による公費によって賄われていますが、その全額を公費で賄うことは、下水道が整備されていない地域の方にも負担をかけることとなってしまいます。

そこで下水道が整備された地域に土地を持っている方々に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金制度で、該当する土地に対して「一度限り」かかるものです。

(1) 負担金を納めていただく「受益者」とは

下水道が整備された地域内の土地の所有者の方を「受益者」の対象としています。ただし、その土地に地上権、質権、使用賃借または賃貸借等の権利が定められている場合は、個人間の権利関係ですので、実際には所有者の方と権利者の方双方の話し合いによって、「受益者」を決定してください。

「建物がある土地についての受益者の例」



(2) 受益者の申告について

下水道が整備された後、整備された地域の土地の所有者の方に、公共下水道事業受益者申告書を送付いたします。この申告書に誰が「受益者」となるかを記入・押印の上、上下水道総務課まで提出してください。

申告書の提出がない場合、土地の所有者の方が「受益者」とであると判断させていただきます。

(3) 負担金の額及び納付方法

○負担金の額は負担金がかかる土地の面積により算出します。

負担金の計算方法：土地の公簿面積 (㎡) × 地域ごとの負担金単価 = 受益者負担金

地域名	栃木地域・都賀地域		西方地域	大平地域・藤岡地域・岩舟地域	
区分	市街化区域	市街化調整区域	—	市街化区域	市街化調整区域
負担金単価	280円/㎡	300円/㎡	300円/㎡	330円/㎡	350円/㎡

※平成26年度に合併前の旧市町の異なった単価を再編し、平成27年度から上記の単価となりました。平成26年度以前に賦課となり、すでに納付済みや納付中の土地や、農地などで猶予となっている土地については金額の変更はありません。

○納める方法は

受益者の方に、6月頃に納入通知書をお送りします。

納め方には全期一括納付、年度一括納付と分割納付（1年間に4回の支払を5年間＝20回払い）がありますので、市役所本庁及び各総合支所、または取扱金融機関の本店及び各支店で納めてください。

※一括納付の場合には、負担金が減額されます。

口座振替をご希望される場合は、上下水道総務課までお問い合わせください。

(4) 負担金の徴収猶予及び減免について

土地の受益者の状況によって、負担金の徴収猶予（一定期間、負担金を納めるのを延期する）や減免（負担金の額を一定割合減額する）をする制度があります。徴収猶予や減免を受けるには、下記の条件及び申請書の提出が必要となります。詳細については、上下水道総務課にお問い合わせください。

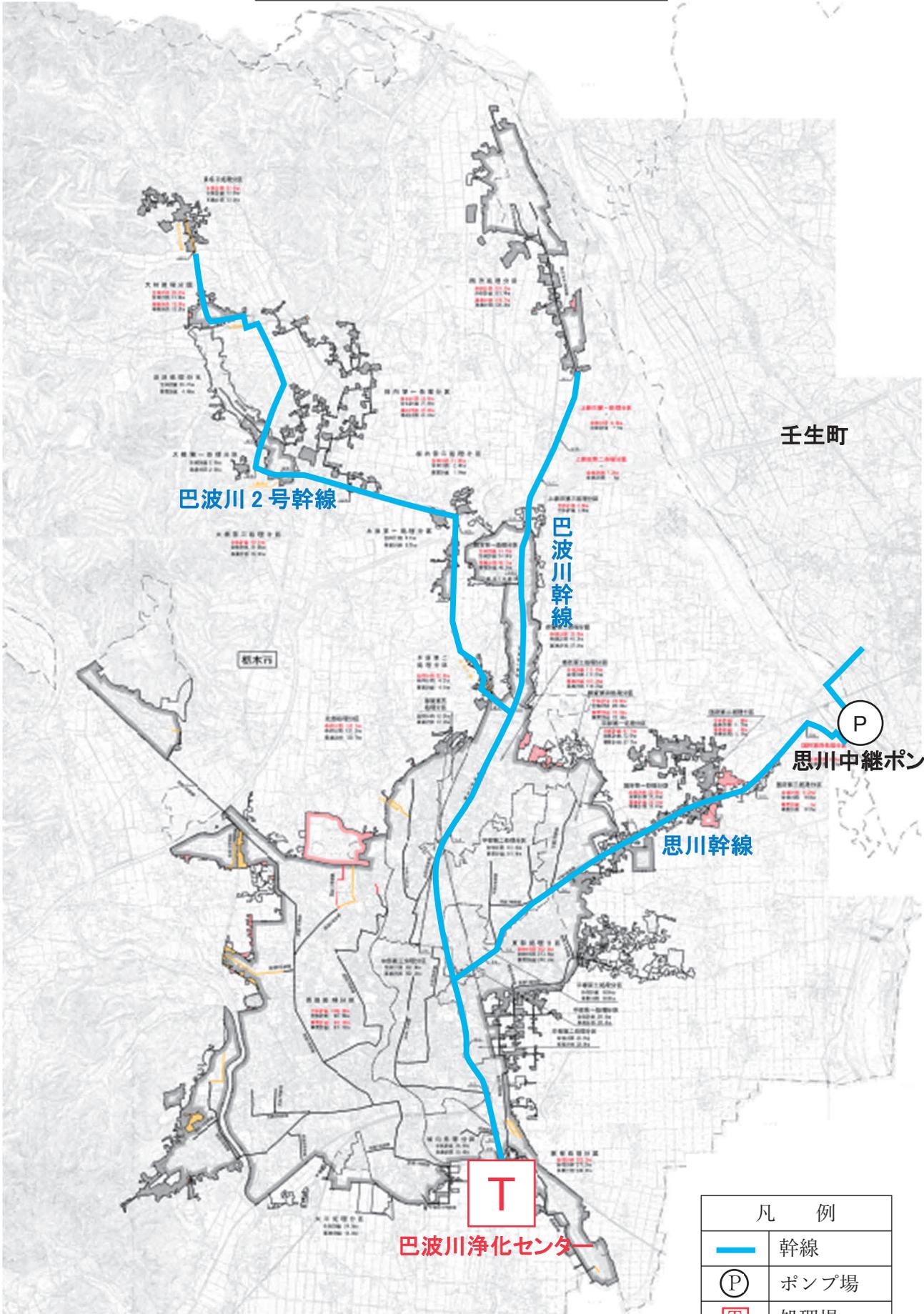
○徴収猶予の条件

農地（宅地になるまでの期間を猶予）、災害等により被害のあった受益者等

○減免の条件

国又は地方公共団体が公共に供し、又は供することを予定している土地等（学校用地、庁舎用地、道路、河川、公園等）

11 栃木市公共下水道(巴波川処理区)



壬生町

巴波川2号幹線

巴波川幹線

思川幹線

P

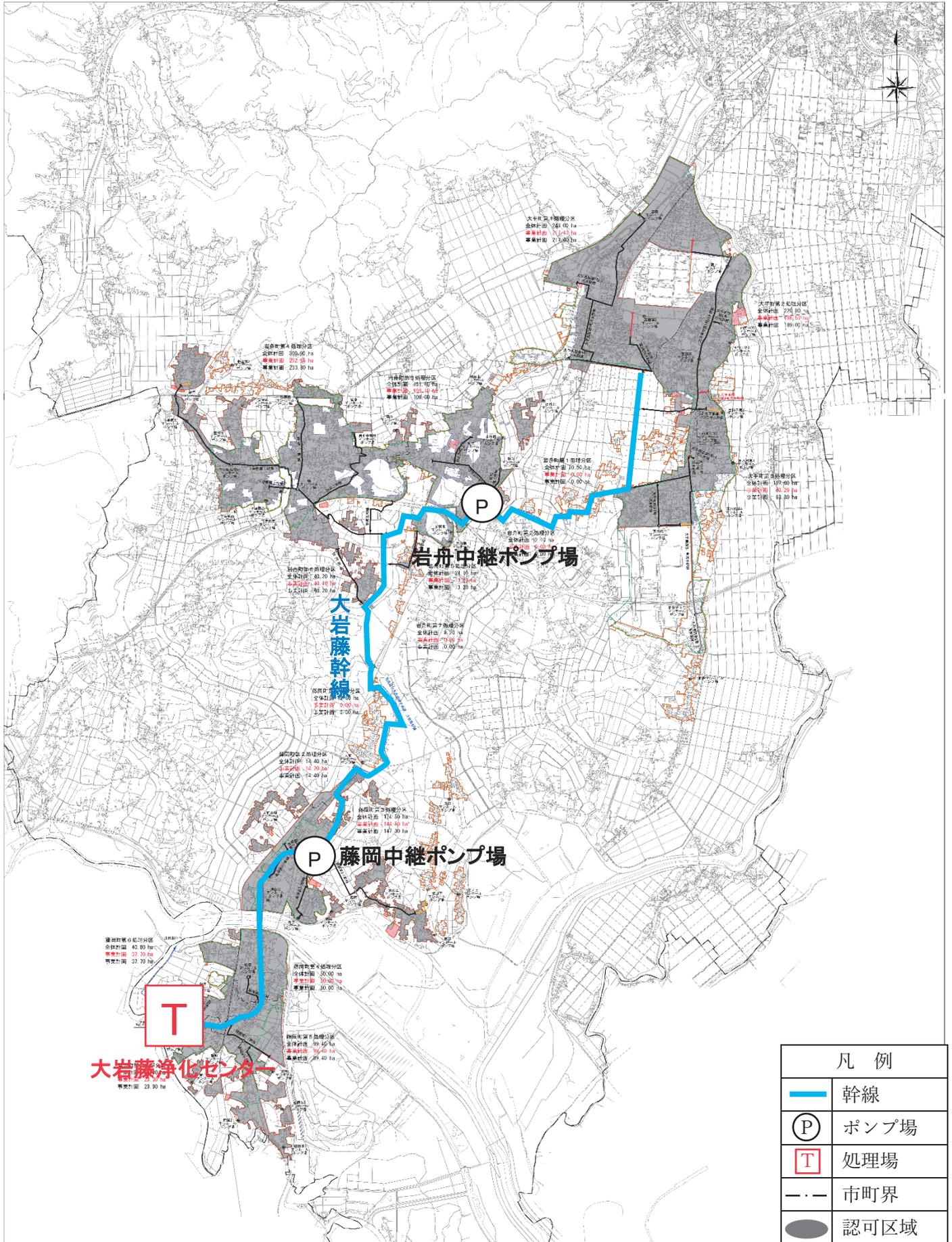
思川中継ポンプ場

T

巴波川浄化センター

凡 例	
	幹線
	ポンプ場
	処理場
	市町界
	認可区域

12 栃木市公共下水道(大岩藤処理区)





栃木市マスコットキャラクター
とち介

栃木市上下水道局

〒328-0074

栃木市藁部町3丁目13番24号（栃木市上下水道局庁舎）

★下水道使用料・受益者負担金のお問合せ 上下水道総務課

TEL：0282-25-2100／FAX：0282-25-2107

E-mail：suidou07@city.tochigi.lg.jp

☆下水道工事・排水設備のお問合せ 下水道建設課

TEL：0282-25-2111／FAX：0282-25-2220

E-mail：gesuido04@city.tochigi.lg.jp



栃木市上下水道局
ホームページ

